

参考

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(要請) ～ 入札契約適正化法に基づき公共工事の発注者が講ずべき措置について要請 ～

総務大臣・国土交通大臣から
知事、政令市市長及び議長
あてに通知 (H26. 10. 22)

<H26. 6. 4公布>

<H26. 9. 30閣議決定>

<H26. 10. 22要請通知>

担い手3法の改正(全会一致)

- 公共工事品質確保法 → 基本方針の改正
- 入札契約適正化法 → 適正化指針の改正
- 建設業法

公共工事の発注者は、入札契約適正化法に基づき、
・適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
・発注の見通しに関する事項を公表する義務
等がある。

今回の適正化指針の改正等を受けて、発注者は
→ I、II
→ III
に掲げる措置を講ずることが必要。

I. 緊急に措置に努めるべき事項

○適正な予定価格の設定

- 市場における最新の実勢価格を反映して適正に積算
(担い手確保のための適正利潤の確保)
- 特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部控除(歩切り)は
厳に行わない(品確法違反であり、今後、実態を調査)
- これらを踏まえ、必要に応じた予定価格設定の見直しを直ちに実施

○ダンピング対策の強化

- 入札金額の内訳(新たに発注者への提出を義務付け)を適切に確認
- 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底
- いずれの制度も未導入の場合は、早急に導入に向けて検討
(今後、必要に応じ要請)

○適切な契約変更の実施等

- 実際の工事現場の状態を踏まえ、必要に応じ、適切に設計図書を変更
- 工事費用や工期に変動が生じた場合、必要な変更契約を適切に締結

○社会保険等未加入業者の排除

- 定期の競争参加資格審査等を通じた公共工事の元請からの排除
- 元請による未加入業者との下請契約締結の禁止、未加入業者を確認した際の
許可行政庁への通報等により、下請も含めて排除

○施工体制の把握の徹底

- 施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を
把握し、必要に応じて元請に指導等

II. 継続的に措置に努めるべき事項

○一般競争入札、総合評価落札方式、地域維持 型契約方式の適切な活用

- 段階的選抜方式の活用

○低入札価格調査の基準価格等の公表時期の 見直し

- 低入札価格調査基準価格、最低制限価格等について、
契約締結後に公表

○談合等の不正行為に対する発注者の関与の 防止の徹底

- 入札に関する情報管理の徹底、公正な競争の促進
- 予定価格の作成時期を入札書提出後とすること等

○不良・不適格業者の排除

- 暴力団排除条項の整備・活用

○発注者としての体制の補完

- CM方式等外部機関による支援の活用
- 市町村の入札契約改善への都道府県の積極的支援

等

III. 情報の公表を 行わなければならない事項

○発注見通し、入札・契約の過程、契約内容

IV. その他公共工事の入札及び契約 に関する留意事項

○公共工事の円滑な施工確保

○発注者の責務(I 以外)

- 見積の徴収及び当該見積を活用した積算
- 計画的な発注及び適切な工期の設定